

高額医療・高額介護合算療養費制度 についてお知らせします

ー 申請はお済みですか？ ー

この制度は、医療保険と介護保険の両方を利用して、自己負担が高額になっている世帯の負担を軽減するための制度です。

平成22年度（計算対象期間：平成21年8月1日から平成22年7月31日）の対象になると思われる国民健康保険または後期高齢者医療制度加入世帯には申請書を送りしていますが、次に該当する方は対象となっても、町では確認できないのでお知らせできません。

①平成21年8月から平成22年7月の間に住所を変更された方（国民健康保険の場合は市町村を越えて住所を変更された方、後期高齢者医療保険の場合は都道府県を越えて住所を変更された方）

②他の医療保険から国民健康保険や後期高齢者医療保険に異動した方

これらに該当される方は、前住所地や以前加入していた医療保険で申請をしていただくようになります。

※被用者保険（職場の健康保険・共済組合など）に加入されている方は、ご加入の被用者保険の窓口にお問い合わせください。

■支給額算定方法
医療保険と介護保険の両方で自己負担があり、高額療養費などの給付を受けた後の医療保険と介護保険の自己負担の合算額が計算対象期間1年間で自己負担限度額を超えた額を7月末時点の世帯単位で支給します。（同一世帯であっても他の医療保険に加入している方との合算はできず、加入している医療保険ごとに別々に計算します。）

■申請先 毎年7月末に加入している医療保険

■問い合わせ 健康増進課 医療保険班 ☎77-5502

国民健康保険と後期高齢者医療制度に加入の皆様へ ～こんなときは、役場に届出が必要です～

こんなとき	手続きに必要なもの	
	国民健康保険加入者	後期高齢者医療制度加入者
他の市区町村から転入したとき	転出証明書	転出証明書・負担区分証明書（前住所地で申請し、交付を受けた場合）
転出・転居・世帯変更するとき 世帯主や氏名等が変わったとき	保険証	保険証
修学のため別に住所を定めるとき	保険証・在学証明書	
社会保険を脱退したとき	社会保険を脱退した証明書	
社会保険に加入したとき	国保・社保両方の保険証	
子どもが生まれたとき	保険証・母子健康手帳	
加入者が死亡したとき	保険証・死亡を証明するもの	保険証・死亡を証明するもの
生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書	保護廃止決定通知書
生活保護を受けようになったとき	保険証・保護決定通知書	保険証・保護決定通知書
退職者医療制度の対象となったとき	保険証・年金証書	
交通事故など第三者から傷害を受け 保険証を使用したとき	保険証・交通事故の場合事故証明	保険証・交通事故の場合事故証明
保険証を紛失したとき	本人であることを証明するもの	本人であることを証明するもの
一定の障害がある65歳以上75歳未満の方で、医療保険の変更手続きをするとき	年金証書、身体障害者手帳・医師の診断書等障害の程度を確認できる書類・保険証	保険証
	国民健康保険と後期高齢者医療制度のどちらに加入するか選択できます。	

※必ず該当する方の印鑑を持参してください。代理申請の場合は、代理の方が本人であることを証明するものも持参してください。各種届出は最寄りの総合支所および出張所で手続きできます。

◆問い合わせ 健康増進課 医療保険班 ☎0820(77)5502